

10-(1)	海外子会社向け輸出の許可不要化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第48条第1項 輸出貿易管理令第1条、外国為替令第17条 包括許可取扱要領
要望の 具体的内容	<p>グループとして自主管理が確実に行われ、法令遵守が徹底されている場合は、同一グループ内の海外子会社向け輸出等については、許可を不要とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>輸出しようとする貨物等が、軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物等に該当する場合、事前に許可を受ける必要があるが、輸出者自身が自主管理の下で個々の契約や輸出等に関して安全保障面からのチェックが可能と看做される場合には、一定の範囲について包括的に許可を受けることができる。</p> <p>これらのうち、わが国企業の子会社向けに対する一定の品目の輸出等については、特定子会社包括許可制度があるが、グループとして自主管理が確実に行われ、法令遵守が徹底されている場合は、安全保障上の懸念はかなりの程度低いと考えられることから、許可不要とするのが適当である。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(2)	輸入貨物等の返送の許可不要化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第48条第1項 輸出貿易管理令第1条、外国為替令第17条 包括許可取扱要領
要望の具体的内容	<p>輸入された貨物の部分品を評価、修理、交換等のために輸入元に返送する場合を含め輸入貨物等の輸入元への返送について、許可を不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>輸出しようとする貨物等が、軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物等に該当する場合、事前に許可を受ける必要があるが、外国から輸入された貨物等を返送するために行われる輸出等であって、一定の条件を満たすものについては、特別一般包括許可の対象となり、個別に許可申請を行うことなく、輸出等を行うことが可能である。</p> <p>しかしながら、例えば上記の輸入された貨物の部分品を評価、修理、交換等のために輸入元に返送する場合は特別一般包括許可の対象となっておらず、安全保障上の懸念が限りなく低いにもかかわらず、個別許可申請を余儀なくされているのが実情である。</p> <p>あくまで輸入元への返送であることを前提に許可を不要とするのが合理的である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(3)	航空機の部分品等の輸出に係る手続の簡素化
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第48条第1項 輸出貿易管理令第4条第1項第二号の口 輸出貿易管理令の運用について
要望の 具体的内容	<p>海外から輸入した航空機の部分品等を修理のために輸入元である海外メーカーや海外メーカーが指定する工場に送る場合、輸出許可の対象外にもかかわらず、煩瑣な手続が必要となっているのが実情であり、簡素化のための措置を講ずるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>輸出しようとする貨物が、軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合、事前に許可を受ける必要があるが、航空機の部分品等のうち、修理を要するものであって無償で輸出するものについては、輸出許可の対象外となっている。しかしながら、輸出にあたっては、リスト規制に係る該非判定書の提示が必要となるのが実情である。</p> <p>該非判定には海外メーカーから製品仕様に関する情報を入手する必要があるが、そのような情報を入手できることは稀であり、経済産業省に確認した上で「仕様不明のため該当とする。しかし特例により許可不要」である旨の書類を作成して対応している。</p> <p>そもそも許可を要しない輸出であるにもかかわらず、以上のような不合理な手続を強いられている現状が改善されれば、航空機の装備品修理のための輸出に要している時間と人員の節約につながる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(4)	クラウドサービスの利用に関する外為法上の取扱いの見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第25条第1項
要望の具体的内容	<p>クラウドサービスを利用して、国外にあるサーバーに技術情報を保管等する場合は、通常、外為法上の役務取引許可が必要とされている。現行の取扱いを見直し、許可不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>クラウド・コンピューティングを利用した各種サービスの中には、国外にあるサーバーを使用するものがある。わが国の居住者がそのようなクラウドサービスを利用して例えば技術情報を保管する場合、通常、技術取引を目的とする行為として外為法上の役務取引許可が必要とされている。</p> <p>その場合、クラウドサービスの利用者は、サービスの利用にあたって許可を受けなければならないことになり、利用を躊躇せざるを得ない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(5)	特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 第二章 第一種特定原産地証明書の発給等 第三条
要望の 具体的内容	<p>特定原産地証明書発給の手続に関し、優良な製造業者に限り、自社の証明書を提出することで申請が終了するような簡素化をすべきである。現在、自己証明制度はスイス、ペルー、メキシコとの間のEPAにおいて認められているにすぎない。わが国が締結する全てのEPAにおいて、自己証明制度を導入すべく取組むことを求める。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>特定原産地証明書発給の申請をする場合、対象貨物を構成する細かい部品についてまで詳細な書類の提出が必要となっている。したがって、社内や調達先での事務作業が膨大なものとなっており、適用を断念せざるを得ないケースもある。そこで、優良な製造業者に対しては自社の証明書の提出によって申請が完了すべきである。</p> <p>簡易化することにより、各国との間に締結したEPAの活用拡大が望める。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室

10-(6)	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	貿易保険法第57条
要望の具体的内容	<p>貿易保険法第57条は、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されている。この政府による再保険を民間保険会社にも開放されたい。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。このような場合、政府の再保険を利用できることにより、民間保険会社の業務範囲の拡大を図ることが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局

10-(7)	官民連携によるインフラ輸出の推進
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	DAC Guiding Principles for Associated Financing and Tied and Partially Untied Official Development Assistance (April 24 1987)
要望の具体的内容	<p>増大する海外のインフラ需要に応えるためには、公的資金を有効活用した官民連携の推進が不可欠である。具体的には①ODA予算の増額、②円借款改革(グラントエレメントの拡大によるタイド化、ドル建て・現地通貨建てによる為替リスク低減施策、FS予算が変動した場合の柔軟な対応等)、③インフラ案件を対象とした無償資金協力の増額、④途上国における入札制度の整備への協力を要望する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>2010年の日本のODAの支出純額は、DAC加盟23カ国中第5位であるが、国民一人当たりの負担額は第18位、GNI比は第20位、贈与比率は第22位と低い水準にあるため、ODA予算を拡充すると共に、贈与比率を高めることが求められる。また日本のODAインフラ案件で、日本企業が受注しているのは、STEP円借款と無償がメインであり、アンタイド円借款や日本が拠出・出資する国際機関(ADB、世銀等)の案件の受注状況は芳しくない。タイド化の推進とインフラを対象とした無償資金協力の拡充により、高品質である本邦技術を輸出していくことが求められる。なお、途上国はどうしても価格評価のみで他国企業に発注する傾向にあるので、途上国の入札制度整備に関する技術支援を並行して実施することが急務である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	外務省国際協力局開発協力総括課

10-(8)	無償資金協力の見直しによる官民連携の推進
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	国際協力機構法 第13条1項3号
要望の具体的内容	<p>産業分野への無償資金協力の提供を増やすことで、新興国の雇用創出、経済成長に貢献すべきである。これにより新興国との平和な互恵関係を構築すると共に、もの作り産業の復活など、わが国も利益を享受することが可能となる。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>一般プロジェクト無償は基礎生活分野、教育分野において実施するプロジェクトが原則である。しかし、新興国が経済的な発展を遂げるためには、このような社会的インフラ整備に加え、工場建設などの雇用を創出する産業分野をも対象とすべきである。</p> <p>新興国において、日本企業の技術指導の下で日本製のキーパーツを使いながら付加価値をつけ、自国用/輸出用の最終製品を完成させるというメカニズムを構築することで経済成長を達成することができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	外務省国際協力局開発協力総括課